

## 特定特殊自動車型式届出実施要領

### 第1 適用

本実施要領は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する特定特殊自動車の型式届出を行う場合に適用する。

### 第2 特定特殊自動車の同一型式の範囲

型式届出において、同一型式として処理できる範囲は、別紙 1「特定特殊自動車の同一型式判定要領」によるものとする。

### 第3 申請者

特定特殊自動車の型式届出ができる者は、特定特殊自動車の製作を業とする者又はその者から特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者又はその者から当該特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）とする。

### 第4 届出書、添付書面の提出等

#### 1 次に掲げる提出先に届出書等を提出するものとする。

提出先：環境省水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当  
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 2 号  
TEL 03-3581-3351（代表） 内線 6525

提出物：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「規則」という。）第 12 条第 1 項に規定する届出書（規則様式第六）及び同条第 2 項に規定する書面（以下「添付書面」という。）

部数：正本 3 部、副本 1 部

#### 2 届出書の添付書面及び記載要領は、別紙 2「届出書の添付書面及び記載要領」によるものとする。

#### 3 届出書及び添付書面の提出は、当該特定特殊自動車の届出に係る提出書面一覧表（書面の提出又は省略の別を記したものを）を添付し、上記 1 の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、申請者の責任において対処するものとする。

#### 4 既に同一の添付書面を提出しているときは、その旨を提出書面一覧表に記載することにより当該書面の提出を省略することができるものとする。

#### 5 上記 1 に提出する書面は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、添付するファイル形式等については、

別紙 3「電子申請を行う際の添付書面(特定特殊自動車)の様式等」に基づくものとする。

- 6 提出された届出書及び添付書類に不備が無い場合には、法第 10 条第 4 項の規定に基づき公示する。
- 7 届出書等の確認のため、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

#### 第 5 試験方法

特定特殊自動車の試験のうち、規則第 11 条第 1 項第 2 号に係るものは、次表第 1 欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第 2 欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示」(平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「告示」という。)に定める測定方法及び同表第 3 欄に掲げる試験方法により行うこととする。

特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 1 号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法(別紙 4-1)
軽油を燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 2 号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定の試験方法(別紙 4-2)

特定特殊自動車の構造上、加速ペダル(これに準じた機能を持つ装置を含む。)がない場合にあつては、当該測定方法に準じた方法によることができる。

#### 第 6 判定基準

特定特殊自動車は、特定特殊自動車技術基準(規則第 11 条第 1 項第 2 号に係るものにあつては、次表左欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表右欄に掲げる告示に定める基準)に適合していること。

特定特殊自動車の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 1 号の基準
軽油を燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 2 号の基準

#### 第 7 法第 10 条第 1 項第 4 号に規定する確認方法を記載した書面

法第 10 条第 1 項第 4 号に規定する当該型式に属する特定特殊自動車のいずれもが特定特殊自動車技術基準に適合することの確認の方法については、検査の業務組織(担当部署名を含む。)及び実施要領(検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。)について記載すること。

日本工業規格(以下「JIS」という。)Q9001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面であっても差し支えない。

この場合において、ISO9001、EN(European Norm)29001、EN29002、JISZ9901、JISZ9902 又は QS(Quality System requirements)9000 の各規格は JIS Q9001 と同等以上の規格の例とする。

## 第 8 基準適合表示等

- 1 型式届出を行った製作者等（以下「届出事業者」という。）は、法第 11 条第 2 項の規定による義務を履行した場合には、法第 12 条第 1 項の規定に基づき基準適合表示を付することができる。
- 2 上記第 4 の 6 の規定による公示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。

NV -

## 第 9 点検整備方式の周知方法

規則第 13 条の「点検整備方式を使用者に対して周知させる措置」とは、次のことをいう。

- (1) 第 1 次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第 2 次以降の使用者に対しては、(1) の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

## 第 10 変更の届出

- 1 届出事業者は当該型式届出に係る届出書またはその添付書面の記載事項の変更をした場合には、その旨を記載した届出書（規則様式第七）及び変更に関する資料を遅滞なく上記第 4 の 1 に規定する提出先に提出すること。  
この場合において、当該変更に関する資料については、型式届出書の添付書面の例に準ずるものとする。
- 2 上記 1 の届出は、当該変更に係る特定特殊自動車の型式がすでに型式届出を行った特定特殊自動車の型式と同一と認められる場合に限り受理する。なお、同一の型式と認められない場合には、新たに型式届出を行うものとする。

## 第 11 届出書等へ記入する署名等

- 1 型式届出等をする場合における届出書には、押印に代えて申請又は届出をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
- 2 外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあっては、届出書及び添付書面には、英語訳を併記することができる。この場合には、各書面の余白等に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

## 第 12 排出ガス検査等

- 1 届出事業者は、届出に係る確認方法に従い検査を実施すること。
- 2 検査は、品質管理手法を用いた抜取検査方式により実施してよい。この場合には、その方式が明確にされていること。
- 3 届出事業者は、検査を行ったときは、当該検査の成績を記録し、これを 5 年間保存すること。

- 4 届出事業者は、原動機を無負荷の状態にすることができない構造の特定特殊自動車に型式指定を受けた特定原動機（規則第 4 条に定める型式指定特定原動機とみなす特定装置を含む。以下同じ。）を搭載する場合には、当該型式指定を受けた者と規則第 12 条第 2 項第 4 号の確認を行わなければならない。

#### 第 13 その他

主務大臣は、必要があると認めるときは、法第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき当該特定特殊自動車の届出事業者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

#### 附則

##### 1 施行期日

この通達は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

## 別紙 1 特定特殊自動車の同一型式判定要領

### 第 1 特定特殊自動車の同一型式の範囲

次に掲げる届出を行う場合において同一の型式として処理できる範囲は、特定特殊自動車の構造が、すでに届出を行った特定特殊自動車の構造と比較して、その相違が別表第 1 に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

- 1 法第 10 条第 1 項による型式の届出
- 2 法第 10 条第 3 項による変更の届出

別表第1（特定特殊自動車の同一型式の範囲）

型式を区別する事項	例示
1 特定原動機の型式	
2 車体の外形	<p>ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スィーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、ロード・ヒータ、ライン・マーカ、ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車、林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、連続式バケット掘削機、くい打ち機、くい抜き機、アースオーガ、タワークレーン、ドリルジャンボ。 （作業用附属装置の装着による相違を除く。）</p>
3 動力伝達装置の種類及び主要構造	<p>(ア) 推進軸式、チェーン式、油圧式 (イ) 前輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）後輪駆動（全輪駆動を基本としたものを除く。）全輪駆動（前輪又は後輪駆動を基本としたものを除く。） (ウ) 後複軸一軸駆動、後複軸二軸駆動</p>
4 走行装置の種類及び主要構造	<p>(ア) 車軸数の相違 (イ) タイヤ、カタピラ (ウ) ホチキス式、トルク管式</p>
5 操縦装置の種類及び主要構造	<p>(ア) 直接操向ハンドル式、間接操向ハンドル式 (イ) 操向車輪の数（後輪が前輪の操向と連動し、かつ、補助的に操向することによる操向車輪数の相違を除く。） (ウ) 操向車輪の関係位置の相違</p>
6 懸架装置の種類及び主要構造	<p>(ア) 独立懸架、普通懸架 (イ) トランスバース式、パラレル式 (ウ) テレスコピック式、ボトムリンク式 (エ) 空気ばね、コイルばね、板ばね</p>
7 車わく	<p>(ア) 梯子形、背骨形 (イ) フレームレス、フレーム付</p>
8 軸距	<p>軸距（複軸の場合は車軸毎の距離とする。）の相違であって、次に掲げるもの以外のもの。ただし、</p>

	<p>カタピラを有する道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する大型特殊自動車にあっては、上部構造支持台寸法の相違</p> <p>(ア) 車わくを有する特定特殊自動車であって、車わくの構造が梯子形、背骨型のもの（複軸間の距離が相違するもの、複軸間の距離が同一であって当該 2 軸の荷重合成中心位置が相違するもの及び各軸独立支持の軸を有する自動車であって前前軸と前後軸との距離が相違するものを除く。）</p> <p>(イ) キャスタ、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウンタウエイトの変更によって相違する場合</p> <p>(ウ) 道路運送車両法第 3 条に規定する小型特殊自動車</p>
9 主制動装置の種類	油圧ブレーキ、空気ブレーキ、機械式ブレーキ

別紙 2 届出書の添付書面及び記載要領

添付書面	記載要領等																		
<p>提出書面一覧表</p> <p>1 特定特殊自動車の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）</p>	<p>提出書面一覧表の様式は、次表のとおりとし、記載に際しては、次のことに留意して記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>記載内容が多く、書き切れない場合には、別葉とすることができる。</li> <li>書面の名称欄には、第 1 項から第 7 項までの全ての添付書面の名称を記載すること。</li> <li>提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「 」を、書面の提出を省略する場合には「 × 」をそれぞれ記入すること。</li> <li>提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「 / 」又は「 - 」を記入すること。</li> <li>備考欄には、書面の提出を省略する理由を具体的に記載する。</li> </ol> <p style="text-align: right;">表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">提出書面一覧表</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">特定特殊自動車の車名・型式</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">書面の名称</th> <th style="width: 33%;">提出・省略の別</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ JIS A 列 4 番 ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>諸元表は、第 1 号様式によること。</li> <li>記載要領は、別紙 5「特定特殊自動車の諸元表の記載要領」によること。</li> <li>当該特定特殊自動車に搭載特定原動機を無負荷の状態にすることができる構造の場合は、それを説明した書面を提出すること。なお、当該書面の提出があった場合には、第 4 項の構造等を確認した書面を省略することができる。</li> </ol>	提出書面一覧表			特定特殊自動車の車名・型式			書面の名称	提出・省略の別	備 考									
提出書面一覧表																			
特定特殊自動車の車名・型式																			
書面の名称	提出・省略の別	備 考																	



<p>2 外観図</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外観図は、当該特定特殊自動車の前面、後面、側面及び平面の4図とし、1枚に表した4図面とする。 なお、図への寸法記入は要さない。</li> <li>2 図面の大きさは、JIS A列4番又は3番とする。 ただし、JIS A列3番を使用した場合は、折りたたんだ状態でJIS A列4番とする。</li> <li>3 同一型式において複数の作業機等を有する場合は、標準仕様あるいは代表仕様で示して良い。 なお、作業機等については、その名称を外観図に記入する。</li> <li>4 類似の複数の型式を集合して作成することができる。</li> <li>5 外観図に代えて写真を使用しても良い。写真は、明確に判別できるものであること。</li> </ol>
<p>3 特定特殊自動車技術基準に適合することを証する書面</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 試験成績書</li> <li>(2) 搭載された特定原動機について、取り付けることができる特定特殊自動車の範囲を説明した書面</li> </ol>	<p>本文第5「試験方法」による測定結果とする。 当該特定原動機の型式指定通知書の写しを添付する。</p> <p>また、本書面には、当該特定原動機の申請時に提出した諸元表(付表を含む。以下同じ。)を添付すること。 なお、添付する諸元表において、仕様識別記号の欄中、当該特定特殊自動車に係る部分以外を空欄としても良い。</p>
<p>4 搭載する特定原動機が指定を受けた型式としての構造及び性能を有していることの確認を行った書面</p>	<p>当該特定特殊自動車、搭載特定原動機を無負荷の状態にすることができない構造の場合は、届出事業者及び当該特定原動機に係る指定事業者の両者により、当該特定原動機について指定を受けた型式として構造及び性能を有していることの確認を行ったことを記載した書面(第2号様式)とする。</p>
<p>5 点検整備方式を記載した書面</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制に係る点検整備方式を記載した書面とする。点検整備方式の書面の記載については、次の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定原動機に関わる点検整備方式は、当該特定原動機の指定事業者が定めた点検整備方式に沿ったものであること。</li> <li>(2) 指定事業者が定めていない技術上の基準につい</li> </ol> </li> </ol>

<p>6 基準適合表示の表示位置及び表示方式を記載した書面</p> <p>7 法第 10 条第 2 項の購入契約を締結している者に対しては、当該契約書の写し</p>	<p>ても必要に応じ記載すること。</p> <p>(3) 点検整備の際の判定基準について記載すること。特に、品質、形状等が変形し、通常の点検ではその後の保安を確保しうる期間を予測しにくい部品については、定期交換時期を記載すること。</p> <p>2 前項(2)及び(3)については、届出事業者が特定特殊自動車の使用者に対し、標準として推奨するものである旨記載すること。</p> <p>表示位置及び表示方式を記載した書面は、外観図に明示することで代えることができる。</p> <p>1 契約書が日本語で記載されているもの以外のものであれば、これを翻訳した書面を添付すること。</p> <p>2 申請に係る特定特殊自動車に関して、完成検査を行うのに必要となる技術情報の提供及び補修用部品の供給が当該特定特殊自動車の製作を業とする者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが、当該契約書等から明らかであること。</p>
--	---

備考 1 用紙の大きさは、JIS A 列 4 番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸 元 表

届出番号
車名及び型式
呼称(カタログ名)
製作者等の氏名又は名称
特定特殊自動車の種別
燃料の種類
特定原動機の名称及び型式
特定原動機の仕様識別記号
型式の表示位置
製造番号の表示様式
製造番号の表示位置

車体の外形又は構造		
動力伝達装置の種類及び主要構造		
走行装置の種類及び主要構造		
操縦装置の種類及び主要構造		
懸架装置の種類及び主要構造		
車わく		
軸距(m)		
上部構造支持台 寸法(m)	長さ	
	幅	
主制動装置の種類		

定格出力	(kW/min <sup>-1</sup> )	
最大トルク	(Nm/min <sup>-1</sup> )	
無負荷回転速度	(min <sup>-1</sup> )	
排出ガス濃度 (無負荷状態)	CO(%)	
	HC(ppm)	
無負荷急加速黒煙濃度(%)		
付属装置等の取 付内容	吸入負圧(kPa)	
	排気圧力(kPa)	

確 認 書

年 月 日

環 境 大 臣  
経 済 産 業 大 臣 殿  
国 土 交 通 大 臣

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第十二条第二項第四号の規定に基づき、特定原動機を無負荷の状態にすることができない構造の当該特定特殊自動車に搭載する特定原動機は、型式指定特定原動機としての構造及び性能を有していることを確認致します。

搭載した特定原動機を無負荷の状態にすることができない特定特殊自動車の車名及び型式	
特定原動機の名称及び型式	
確認日	

( 特定特殊自動車製作者等 )

住所

氏名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )



( 特定原動機製作者等 )

住所

氏名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )



### 別紙 3 電子申請を行う際の添付書面（特定特殊自動車）の様式等

1. 電子申請を行う際の添付書面は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）により作成する。
2. PDF 形式とは、Adobe® PDF（Portable Document Format）形式をいう。作成にあたっては、原則、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成した電磁的記録を PDF 形式で記録するものとする。また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成することができない場合にあっては、画像ソフト等を用いて作成し、PDF 形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーにより画像等を読み取る際の解像度は 200dpi 程度とする。
3. 電子申請時に添付出来ない電磁的記録については、郵送又は持参により提出することができる。また、複数の電磁的記録を同時に提出する場合には電子申請を行った際に通知された到着番号名のフォルダを作成し、その中に電磁的記録を格納し、提出する電磁的記録の一覧表を添えて提出すること。
4. 添付書面の名称は下表のとおりとする。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	提出書面一覧表	PDF 形式	01teishutsuichiran
2	構造、装置及び性能を記載した書面	PDF 形式	02syogen
3	外観図	PDF 形式	03gaikanzu
4	特定特殊自動車技術基準に適合することを証する書面	PDF 形式	04tekigousyo
5	搭載する特定原動機が指定を受けた型式としての構造及び性能を有していることの確認を行った書面	PDF 形式	05kakuninsyo
6	点検整備方式を記載した書面	PDF 形式	06tenkenseibi
7	法第 12 条第 1 項に規定する表示の表示位置及び表示方式を記載した書面	PDF 形式	07hyouji
8	特定特殊自動車を購入する契約書の写し	PDF 形式	08keiyakusyo
9	その他必要な書面	PDF 形式	09sonota

- (1) ファイル名は原則半角、小文字とする。
- (2) 添付書面が複数ページ、複数様式から成る場合であっても、原則 1 つの PDF ファイルとして作成する。

## 別紙 4-1 ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法

### 1. 適用範囲

特定特殊自動車のガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法は、告示第7条第1項第1号の規定によるほか、この規定によるものとする。

### 2. 試験用機器

- (1) CO、HC の濃度を非分散型赤外線分析計 (NDIR) を用いて測定することにより行うこと。  
また、当該濃度測定時におけるエンジン回転速度を合わせて測定すること。
- (2) 測定部における排出ガス成分濃度を測定する分析については、測定値が分析計のフルスケールを越えないように測定レンジを設定すること。

### 3. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は別表により行うものとする。

### 4. 試験成績

- (1) 試験の記録及び成績は、付表の様式に記入すること。  
また、使用しない単位の表示については —— 等により消去すること。
- (2) その他必要な事項を備考欄に記入すること。

## 別表

測定値及び計算値の末尾処理

項 目	末尾処理
冷却液温度	小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載 (K 又は )
エンジン回転速度	整数値を四捨五入し、10位まで記載 ( $\text{min}^{-1}$ )
CO 成分の測定値	小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載 (vol%)
HC 成分の測定値	小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載 (vol ppm)

付表

ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験成績

試験期日： \_\_\_\_\_ 試験場所： \_\_\_\_\_ 試験担当者： \_\_\_\_\_

試験特定特殊自動車

車名・型式： \_\_\_\_\_ 製造番号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式： \_\_\_\_\_ 特定原動機仕様識別記号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式指定番号： \_\_\_\_\_ 原動機型式： \_\_\_\_\_

排出ガス測定機器

排出ガス分析計： \_\_\_\_\_

アイドリング排出ガス試験成績

冷却液温度： \_\_\_\_\_ K ( )

エンジン回転速度 ( $\text{min}^{-1}$ )	測定値	
	CO	HC
	vol%	vol ppm

## 別紙 4-2 無負荷急加速黒煙測定の実験方法

### 1. 適用範囲

軽油を燃料とする自動車は無負荷急加速させた時の黒煙の実験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)別添の「無負荷急加速黒煙の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

### 2. 試験用機器

2.1 黒煙測定器は、それぞれ次に掲げる基準に適合する排気煙採取部及び汚染度検出部で構成されるものとする。

2.1.1 排気煙採取部は JIS D8004 相当によるポンプ式に必要な排気煙を加速ペダルと連動して、 $330 \pm 15\text{mL}$  の排気ガスをろ紙を通して 1.2~1.6 秒の間に吸引できるものとし、ろ紙の汚染面積は  $8\text{cm}^2 \pm 0.24\text{cm}^2$  以内とし、使用するろ紙の紙質は、JIS P3801 に規定する定量分析用 5 種 A 相当とする。使用するろ紙の JIS Z8721 相当による放射輝度率は  $90 \pm 1.5\%$  以内であること。ただし、放射輝度率は、特定の照明及び観測条件における物体表面の輝度を酸化マグネシウム標準白色面の輝度で除したものを百分率で表した値とする。

採取接続管の内径は 4.8mm とし、プローブを除く接続導管の長さは 5m 以下とする。

2.1.2 汚染度検出部は、JIS D8004 相当による反射式で、放射輝度率に対し次式の汚染度を指示するものとする。

$$\text{汚染度}(\%) = 100 - 1.15 \times \text{放射輝度率}$$

2.2 汚染度検出部の指示計は、最小目盛が 2% 以下とし、等分目盛で指示することとし、指示範囲は 0~60% 以上であり、汚染度検出部の指示計の指示誤差は、3% 以下でなければならない。ただし、指示計がデジタル式(数値表示式)の場合は、当該指示計が本項の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

2.3 汚染度測定前には、未汚染のろ紙約 10 枚の上に校正用マスクを重ねて汚染度 50% に調整する。また、放射輝度率あるいはこれに対応する汚染度が明らかな校正用標準紙を用いて調整することもできる。

### 3. 測定値および計算値の末尾処理

(1) データ処理に用いる測定値及びデータ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。

(2) 試験の記録及び成績の記入にあたっての末尾処理は別表により行うものとする。

### 4. 試験成績は付表の様式に記載する。



## 別表

## 測定値及び計算値の末尾処理

項 目	末尾処理
黒煙濃度	
最高エンジン回転数	小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載 ( $\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ )
測定値	小数第2位を切り捨て、小数第1位まで記載 (%)
平均値	小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載 (%)

付表

ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速排気黒煙試験成績表

試験期日 \_\_\_\_\_ 試験場所 \_\_\_\_\_ 試験担当者 \_\_\_\_\_

試験特定特殊自動車

車名・型式： \_\_\_\_\_ 製造番号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式： \_\_\_\_\_ 特定原動機仕様識別記号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式指定番号： \_\_\_\_\_ 原動機型式： \_\_\_\_\_

測定機器

黒煙測定器型式 \_\_\_\_\_

黒煙濃度

測定回数	1回目	2回目	3回目
測定最高エンジン回転数 ( $\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ )			
測定値			
平均値			
備考			

## 別紙 5 特定特殊自動車の諸元表の記載要領

### 第 1 総則

#### 1 本要領の適用

本要領は、別紙 2 で規定する諸元表（以下「諸元表」という。）の記載について適用する。

#### 2 記入項目の記載方法

記入項目の記載は次による。

- 2-1 記入項目欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮してもよい。
- 2-2 同一型式中に複数の仕様があって諸元が異なる場合には、諸元表に欄を追加して記入することができる。その場合には、該当する仕様を（ ）書で付記する。ただし、用紙の大きさは、JIS A 列 3 番を限度とし、JIS A 列 4 番の大きさとなるように折りたたむか、又は JIS A 列 4 番の大きさに縮小できる。
- 2-3 記入項目に該当するものがない場合は、「 / 」又は「 - 」を記入する。
- 2-4 同一型式の仕様において諸元が相違する項目がある場合には、対応する仕様を明らかにして相違する諸元を当該項目の欄に併記することができる。（なお、諸元と仕様の対応については、表形式とすることができる。）
- 2-5 記載内容が左欄と同一の場合には、当該欄にその旨を示す「 」又は「同左」を記入してもよい。
- 2-6 各装置の「形式」欄には、第 2（項目別記載要領）に示す例にならって略称を記入してもよい。
- 2-7 記入欄の数値をわかりやすくするため、数値に説明語句を付記してもよい。  
また、項目欄に複数の記入項目があるものは、各々分けて記入してもよい。
- 2-8 車体の外形（例タイヤ・ローラ）等の名称中の「・」についてはこれを省略してもよい。
- 2-9 記載値を従来単位から SI 単位へ換算を行う場合の換算率は、JIS Z8202-1985 によるものとする。

#### 3 その他

- 3-1 構造・性能の変更の場合には、変更箇所を明示するため、諸元表の欄外の下方に「印は、変更箇所を示す。」と記載し、当該変更のあった事項に係る記載欄の欄内左側に印を付してもよい。
- 3-2 様式中の単位を括る（ ）については、省略することができる。
- 3-3 様式及び記載例中の単位記号の文字「min<sup>-1</sup>」は「r/min、rpm」も使用することができる。

## 第2 項目別記載要領

### 1 自動車の構造等

#### 1-1 届出番号

法第10条第4項の規定により公示されたものはその届出番号を記入する。

なお、初回届出時は、記入を要しない。

#### 1-2 車名及び型式

届出者が呼ぶ車名及び型式を記入する。

#### 1-3 呼称（カタログ名）

1-4 以外に届出者が使用する呼称（販売用にカタログ等で使用している名称等）がある場合に記入する。

#### 1-4 製作者等の氏名又は名称

届出者の氏名又は名称を記入する。この場合において、届出者が自動車の製作者と購入契約を締結している者であるときは、当該製作者の氏名又は名称を（ ）書で付記する。

#### 1-5 特定特殊自動車の種別

道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する場合には、大型特殊自動車、小型特殊自動車の別を記入する。どちらにも該当しない場合には、「その他」と記入する。

#### 1-6 燃料の種類

ガソリン、軽油、液化石油ガス（以下「LPG」という。）の別を記入する。

#### 1-7 特定原動機の名称及び型式

規則第10条の規定又は装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）の規定により告示された名称及び型式を記入する。なお、これらの告示の対象とならない特定原動機を搭載している場合には申請者が呼ぶ名称及び型式を記入する。

#### 1-8 特定原動機の仕様識別記号

特定原動機の型式指定事業者が指定申請の際に提出したメンバーエンジン表に対応した仕様識別記号を記入する。

#### 1-9 型式及び製造番号の表示様式と表示位置

型式届出に係る自動車について、次の各号により記入する。

##### （1）型式の表示位置

次の例により記入する。

例 フレーム右側面中央（アルミ板に打刻）

##### （2）製造番号の表示様式

次の例により記入する。

例 AUT - 100001

##### （3）製造番号の表示位置

次の例により記入する。

例 フレーム右側面中央下（打刻）

1-10 車体の外形又は構造

別紙1に規定する車体の外形を記入する。ただし、漢字の部分については片仮名によることができる。二輪又は三輪であるものについてはその旨（例モータ・スーパ三輪）を付記する。

別紙1に該当する外形がない場合は、届出者が呼ぶ車体の外形の名称及び表1の特定特殊自動車の構造上の要件の別に応じて、対応する記号を全て記入する。

表1

特定特殊自動車の構造上の要件の別	記入する記号
車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる構造を有するもの（告示第1条第1項第二号に該当するものを除く。）	表2の構造欄の中で該当する項目全てについて、対応する記号欄の記号
告示第1条第1項第二号に該当するもの	二号

表2

構造	記号
カタピラを有する	一号イ
駆動車輪を左右それぞれ単独で制動又は駆動できる構造	一号ロ
全ての車輪により操向できる構造	一号ハ
後輪により操向できる構造	一号ニ
作業時において運転者席の向きが後方へ旋回できる構造	一号ホ
車台が屈折することにより操向できる構造	一号ヘ
油圧のみを用いてかじ取り車輪を作動させることにより操向できる構造	一号ト
車軸がセンターピボット方式	一号チ
車軸がヨーク回転方式	一号リ
車軸が脚柱回転方式	一号ヌ
車軸がリーニング機構方式	一号ル
車体が屈折する	一号ヲ
車体が伸縮する	一号ワ
前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有する	一号カ

1-11 動力伝達装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当で

ない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

例

(ア)油圧式	(ア)油圧式	(ア) -
(イ)後輪駆動	(イ) -	(イ) -
(ウ)後複軸一軸駆動	(ウ) -	(ウ) -
		(他) 式

#### 1-12 走行装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

#### 1-13 操縦装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

#### 1-14 懸架装置の種類及び主要構造

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)(ウ)(エ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

#### 1-15 車わく

別紙1に規定する種類及び構造を記入する。(ア)(イ)の項目別毎に、例示されているものを優先的に記入し、該当するものが無い場合には届出者の呼ぶ種類及び構造を記入する。ただし、当該特定特殊自動車について該当しない項目については「 - 」を記入する。また、当該特定特殊自動車について(ア)(イ)の項目の設定が適当でない場合には、別途項目を立てて（頭文字は（他）として記入する。）種類及び構造を記入してもよい。

#### 1-16 軸距

カタピラ式にあっては記入を要しない。

前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離を記入する。

記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める（末尾を0又は5に丸める場合には、二捨三入、七捨八入による。以下同じ。）。

1-17 上部構造支持台寸法（長さ、幅）

カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車以外は記入を要しない。

原動機が搭載される車わく（旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。）全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

例 3.375

1-18 主制動装置の種類

別紙1に規定する種類を記入する。

1-19 定格出力

「特定原動機車載出力試験方法（液冷ガソリン機関）」又は、「特定原動機車載出力試験方法（液冷ディーゼル機関）」に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数及び当該回転数における全負荷出力値を記入する。ただし、当分の間、上記の試験方法以外の試験方法（ECE規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格をいう。）によることができる。なお、全負荷出力値の記入値は小数第1位までとし小数第2位を四捨五入する。機関最高回転数は整数値で記入する。また、試験方法（ $( )$ 書きとする）を次の例により付記する。

例 85.1 / 2,500(ネット)又は85.1 / 2,500(N)

85.1 / 2,500(ISO)

1-20 最大トルク

「特定原動機車載出力試験方法（液冷ガソリン機関）」又は、「特定原動機車載出力試験方法（液冷ディーゼル機関）」に基づいて測定した全負荷運転における最大トルクの値を記入する。ただし、当分の間、上記の試験方法以外の試験方法（ECE規則、EEC指令、ISO規格、SAE規格又はDIN規格をいう。）によることができる。記入値は、整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。

なお、最大トルク時の回転速度を整数値で記入する。また、試験方法（ $( )$ 書きとする）を次の例により付記する。

例 196 / 2,000(ネット)又は196 / 2,000(N)

196 / 2,000(ISO)

1-21 無負荷回転速度

アイドル時の回転速度を整数位まで記入し、末尾を0に丸める。

1-22 排出ガス濃度（無負荷状態及び無負荷急加速黒煙濃度）

本文第5「試験方法」の規定に基づいて測定した排出ガスの濃度の値を次の各号により記入するものとし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は、本文第6「判定基準」に規定するそれぞれの排出ガスに係る基準の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 排出ガス濃度（無負荷状態）

ガソリン、LPGを燃料とする特定特殊自動車について、一酸化炭素の濃度を%の単位で表した値及び炭化水素の濃度をppmの単位で表した値をそれぞれCO及びHCの欄に記入する。

(2) 無負荷急加速黒煙

軽油を燃料とする特定特殊自動車について、黒煙の濃度を%の単位で表した値を記入する。

1-23 付属装置等の取付内容

特定原動機を車両に搭載した状態の定格出力時の吸入負圧及び排気圧力を記入する。

(1) 吸入負圧

kPaの単位で小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入する。

(2) 排気圧力

kPaの単位で小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入する。